

2020年10月  
箱根登山鉄道株式会社

## 一部規則改正のお知らせ

箱根登山鉄道（本社：神奈川県小田原市）では、下記のとおり、一部規則を改正しますので、お知らせいたします。

### 記

- 1 施行日  
2020年10月6日(火) 初電より
- 2 改正する規則  
ICカード乗車券取扱規則に関する特約
- 3 改正内容  
新旧対照表（次葉以降を参照）のとおり

以 上

箱根登山鉄道株式会社「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」の一部改正

改正	現行
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この特約は、箱根登山鉄道株式会社（以下「当社」という）が、「箱根登山鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイルPASMO及びApple PayのPASMOを使用した乗車券等（以下、「モバイルIC乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p><b>第4条</b> この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)「モバイルICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供するモバイルIC乗車券をいう。</p> <p>(2)「モバイルIC定期乗車券」とは、定期乗車券の機能をモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに付加したモバイルIC乗車券をいう。</p> <p>(3)「PASMOカード」とは、株式会社パスモが発行するPASMOのうち、カード型情報記録媒体をいう。</p> <p>(4)「携帯情報端末等」とは、モバイルPASMOが発行された携帯情報端末及びApple PayのPASMOが発行された特定携帯情報端末をいう。</p> <p>(5)「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に株式会社パスモが開設するモバイルPASMO及びApple PayのPASMOのコールセンターをいう。</p> <p>2 この特約に定めのない用語の意義については、IC規則、PASMO取扱規則に関する特約、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。</p> <p>(契約の成立)</p> <p><b>第5条</b> モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会員規約により会員となった旅客がモバイルIC乗車券に旅客営業規則に定める定期乗車券を購入する場合、旅客が自ら当該定期乗車券の購入操作を行い、モバイルIC乗車券に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。</p> <p>3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加されたPASMOカード内の情報を、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに移動させ発行替えを行ったときに、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。</p> <p>4 前各項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。</p> <p>(使用方法)</p> <p><b>第6条</b> IC規則第5条第2項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券は処理が可能な精算機等によってのみ精算することができる。</p> <p>2 入場処理がされていないモバイルIC乗車券のSFは、当該モバイルIC乗車券の処理が可能な精算機等によって、他の乗車券（自動改札機等による改札を受けたモバイルIC乗車券を含む。）にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができる。</p> <p>3 <u>Apple PayのPASMOをモバイルIC乗車券として使用する場合は、使用の都度、旅客は特定携帯情報端末に設定した指紋等による認証操作を必要とする。ただし、使用都度の指紋等による認証操作を省略する設定を行っている場合は、これを省略することができる。</u></p> <p>4 <u>携帯情報端末等の故障、電池切れ等により、モバイルIC乗車券が使用できなくなった場合は、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を</u>収受する。</p> <p>(中略)</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この特約は、箱根登山鉄道株式会社（以下「当社」という）が、「箱根登山鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイルPASMOを使用した乗車券等（以下、「モバイルIC乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p><b>第4条</b> この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)「モバイルICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供するモバイルIC乗車券をいう。</p> <p>(2)「モバイルIC定期乗車券」とは、定期乗車券の機能をモバイルPASMOに付加したモバイルIC乗車券をいう。</p> <p>(3)「PASMOカード」とは、株式会社パスモが発行するPASMOのうち、カード型情報記録媒体をいう。</p> <p>(4)「携帯情報端末」とは、モバイルPASMOが発行された携帯情報端末をいう。</p> <p>(5)「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に株式会社パスモが開設するモバイルPASMOのコールセンターをいう。</p> <p>2 この特約に定めのない用語の意義については、IC規則、PASMO取扱規則に関する特約、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。</p> <p>(契約の成立)</p> <p><b>第5条</b> モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会員規約により会員となった旅客がモバイルIC乗車券に旅客営業規則に定める定期乗車券を購入する場合、旅客が自ら当該定期乗車券の購入操作を行い、モバイルIC乗車券に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。</p> <p>3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加されたPASMOカード内の情報を、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルPASMOに移動させ発行替えを行ったときに、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。</p> <p>4 前各項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。</p> <p>(使用方法)</p> <p><b>第6条</b> IC規則第5条第2項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券は処理が可能な精算機等によってのみ精算することができる。</p> <p>2 入場処理がされていないモバイルIC乗車券のSFは、当該モバイルIC乗車券の処理が可能な精算機等によって、他の乗車券（自動改札機等による改札を受けたモバイルIC乗車券を含む。）にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができる。</p> <p>3 携帯情報端末の故障、電池切れ等により、モバイルIC乗車券が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。</p> <p>(中略)</p>

改 正	現 行
<p>第2章 発売</p> <p>(中 略)</p> <p>(モバイルIC定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条 当社においては、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ定期乗車券及び企画乗車券の発売は行わない。</p> <p>(モバイルPASMOの発行替え)</p> <p>第11条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) 無記名PASMO</p> <p>(2) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO</p> <p>(3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券</p> <p>(4) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券</p> <p>(5) 小児用PASMOおよび一体型PASMO</p> <p>(6) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO</p> <p>(7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO</p> <p>(8) その他、当社が特に認めたもの</p> <p>3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</p> <p>(Apple PayのPASMOの発行替え)</p> <p>第11条の2 PASMOカードからApple PayのPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO</p> <p>(2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券</p> <p>(3) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券</p> <p>(4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO</p> <p>(5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO</p> <p>(6) 有効なバスIC一日乗車券の機能が付加されているPASMO</p> <p>(7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO</p> <p>(8) その他、当社が特に認めたもの</p> <p>3 Apple PayのPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</p> <p>(中 略)</p> <p>第3章 効力</p> <p>(中 略)</p> <p>(紛失、故障、機種変更に伴う再発行)</p> <p>第17条 携帯情報端末等を紛失、故障、機種変更をした場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、再発行の取扱いをおこなう。</p> <p>2 前項のうち機種変更によりモバイルIC乗車券の再発行を行う場合、そのモバイルIC乗車券の再発行は、再発行登録完了後ただちに行うことができる。</p>	<p>第2章 発売</p> <p>(中 略)</p> <p>(モバイルIC定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条 当社においては、モバイルPASMOへ定期乗車券及び企画乗車券の発売は行わない。</p> <p>(発行替え)</p> <p>第11条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) 無記名PASMO</p> <p>(2) ICバス事業者の持参人式定期券が付加された無記名PASMO</p> <p>(3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券</p> <p>(4) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券</p> <p>(5) 小児用PASMOおよび一体型PASMO</p> <p>(6) 企画乗車券、および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO</p> <p>(7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO</p> <p>(8) その他、当社が特に認めたもの。</p> <p>3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</p> <p>(中 略)</p> <p>第3章 効力</p> <p>(中 略)</p> <p>(紛失、故障、機種変更に伴う再発行)</p> <p>第17条 携帯情報端末を紛失、故障、機種変更をした場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、再発行の取扱いをおこなう。</p> <p>2 前項のうち機種変更によりモバイルIC乗車券の再発行を行う場合、そのモバイルIC乗車券の再発行は、再発行登録完了後ただちに行うことができる。</p>

改正	現行
<p>(免責事項)</p> <p><b>第18条</b> 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。</p> <p>2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。</p> <p>3 モバイルPASMOM又はApple PayのPASMOMを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。</p> <p>4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末等の機種変更、紛失または故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行により、PASMOM ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。</p> <p>(払いもどし)</p> <p><b>第19条</b> モバイルPASMOM及びApple PayのPASMOMが不要となった場合は、PASMOM取扱規則に関する特約の定めにより払いもどしを行う。</p>	<p>(免責事項)</p> <p><b>第18条</b> 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。</p> <p>2 携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。</p> <p>3 モバイルPASMOMを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。</p> <p>4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末の機種変更、紛失または故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行により、PASMOM ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。</p> <p>(払いもどし)</p> <p><b>第19条</b> モバイルPASMOMが不要となった場合は、PASMOM取扱規則に関する特約の定めにより払いもどしを行う。</p>